

①ゲームをするとき、気をつけることって？



②スマートフォンやタブレットって??



③なくそう！ ネットいじめ



④ちょっと待って！
それってネットに
アップしても大丈夫？



⑤スマホがないと
おちつかない...
それってスマホ依存かも？



⑥本当なの？
ネットの情報



⑦被害が激増！
オークションサイト



⑧SNSトラブル！
データは消えない!?



⑨著作権を尊重しよう
—「知らなかった」
ではすみません—



⑩アカウントが乗っ取られた!?



⑪投稿写真が危ない！



⑫SNSで仲間はすれやいじめが！



⑬撮影した写真や動画の投稿は慎重に



ネット社会の歩き方

ナビカード教材

はじめに

先生方や保護者の方からのニーズの高い問題を厳選して、カード型教材にしました。今後、最新の状況を反映させて改訂するごとに、カードを加えたり差し替えたりしながら、末永くお使いいただけるようになっていきます。

使い方

- 優先的に指導したい内容を選んで、表面を見せ、子どもたちと話し合いながら、なぜそのような問題が発生するのか、今後どのようなことに気をつけ行動したらよいのかを考えさせるようにしてください。
- 先生、保護者の方は、裏面をあらかじめ読み、問題の原因（「大事なのは原因を知っておくコト」と対策のポイント（「ポイントはココ」）を把握して、子どもたちに指導するようにしてください。
- 子どもに裏面も使わせるときは、話し合い後のまとめで使用してください。

情報モラル, こうやって伝えよう

① ネット・情報機器の良い点, 悪い点を伝えよう

良い点, 悪い点を知ることが, 便利なツールとして使うために大切なことです。



② 「～してはダメ」ではなく「～しよう」で話そう

ネットや情報機器は, 今後ますますなくてはならないツールになります。よりよく使える力を身につけさせたいものです。



③ 子どもがどんなふうに使っているか関心をもとう

ネットや情報機器は, 大人の世界にダイレクトにつながります。高い関心をもって子どもを守りましょう。



④ ネット・情報機器の事件を話題にしよう

日々変化していくのが, ネットや情報機器の社会です。積極的に話題にすることが, 身を守ることにつながります。



⑤ 家庭でのルールを作り守っていこう

ルールや約束事をしっかり作り, 安全かつ快適にネットや情報機器を利用していけるようにしましょう。



⑥ 何でも相談できる雰囲気づくりをしよう

危険や落とし穴への警戒だけでなく, マナーや上手な使い方など, 何でも相談できる家族や大人がいることが大切です。



あなたが被害者・加害者にならないために



1

ゲームをするとき、気をつけることって？

ゲーム機やスマートフォンには楽しいゲームがいっぱい！でも…

ゲームは楽しいよね
でも使いかたに気をつけないと、つまらなくなったり、こまったりするよ



幼児・低学年



ゲームのしすぎには気をつけて！

- ゲームが楽しいからといって、夜おそくまであそぶのはやめよう
- ゲームをするときは、使う時間をきめてから！

ゲームをしない「とき」は？ ゲームをしない「場所」は？

- 食事のとき
- お風呂に入っているとき
- ねるとき

- 道路
- お店のなか



ほかの人にめいわくをかけないようにしようね！

アバターの「おともだち」や「なかま」には注意！

- ゲームの中のアバターは、ほかの人が動かしているよ
- ゲームで知りあった人がよい人とはかぎらないよ
- トラブルにあうこともあるので、すぐにれんらくしたりあつたりしないようにね





大事ななのは原因を知っておくこと

- ⚠ ゲームで遊んでいると、つい夢中になってしまい、時間を忘れてしまうことがあります
- ⚠ 大人でもゲームに夢中になってコントロールできなくなることがあるので、幼い子どもならなおさらです
- ⚠ スマートフォンやタブレットだけでなく、ゲーム機にもSNSやインターネットが使用できる機能があり、知らないうちに他人と関わったり、人を傷つけるようなことを書き込んでいたり、いじめが起きたりする危険があります



ポイントはココ



子どもがゲーム機やスマートフォンなどを上手に使えるようになるためには、大人の手助けが必要



ゲーム機にもSNSやインターネットが使用できる機能があるので、利便性だけでなく、危険性もしっかりと把握して、子どもと向き合うことが大切



危険性があるからといって、取り上げてしまうのではなく、子どもが安全で上手に使えるように指導することが重要



親の心得

- 子どもは保護者の目が届かないところでゲーム機やスマートフォンで遊ぶことが多いので、保護者は日頃から子どもの様子を見守ることが必要です
- 「かわいい子ども向けのゲーム」をしているからと安心せず、子どもたちとゲームの関わり方に注意深く目を配り続けることが大切です



知っトク情報

- ゲームソフトには、アバターという仮想現実のキャラクターを使って他のプレイヤーと交流できたり、近くにいるプレイヤーと自動的につながる機能を持っているものもあります
- ゲーム機には、SNSやインターネットを制限できるものもあるので、これらを利用してトラブルから子どもを守ることができます



2

スマートフォンやタブレットって??



デジタル村をのぞいてみよう



幼児・低学年

スマートフォンやタブレットを使うときの約束

- おうちの人と、使う場所と時間を決めよう
- 約束したことは守ろう
- 落としたり、水にぬれたりすると、こわれてしまうから、大切に使う
- 使いかたがわからなくなったり、こまったりしたら、すぐにおうちの人に聞こう
- パスワードはだれにも言ってはいけないよ



ICTの低年齢化
は予想以上!



大事なのは原因を知っておくこと

- ⚠️ スマートフォンやタブレットなどのICT機器利用の低年齢化が進んでいます
※約55%の5歳児、約37%の2歳児が機器を利用(内閣府「低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査(2017年)」)
- ⚠️ 2007年以降に生まれた子どもたちは、生まれたときから家庭にスマートフォンやタブレットがあるため、保護者世代よりもっと身近なものとしてICT機器を捉えています
- ⚠️ 保護者が仕事や家事をしている間、寝ている間などに、幼児が1人で利用したり、保護者の同意なしでアプリや商品を購入したという事例も報告されています
- ⚠️ 子どもを静かにさせたり待たせたりするために、乳幼児にもスマートフォンやタブレットを安易に使わせる保護者が増えています



★「ICT」とは?★

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略。日本語では一般的に「情報通信技術」と訳されます。情報・通信に関する技術の総称です

ルールと正しい
手本が必要



ポイントはココ



利用する時間や場所など、具体的なルールを子どもと一緒に決める
(保護者の都合でそのルールがたびたび変わることがないように)

保護者自身が食事中や会話中にスマートフォンを利用したり、夢中になって長時間利用したりしていると、子どもたちもそれを真似してしまう



正しい手本を見せるために、保護者自身がインターネット利用の仕方に気をつける



SNSやブログに他人の写真を無断で載せたりキャラクターの画像を使用したり、事実だからといって他人を批判したり実名を載せたりすることは法律上でも禁止されている



ルールの例

- 「平日はダメ」「土日は1時間以内」「保護者のいるリビングで」「指定したゲームを1日3回まで」
- 勝手にアプリをインストールしない、ゲームのアイテムを購入しない
- 約束が守れない場合は利用を制限すること

保護者自身でフィルターをかけたり、アプリをダウンロードするときのパスワード設定を行ったりする対策も必要です

使用を極端に禁じるのではなく上手に使わせることを心がけましょう



3 なくそう！ ネットいじめ



ネットでは実感がなくいじめがエスカレート

- ネットでは、いじめる側にあまり実感がないので、いじめがどんどんひどくなっていくことがあります
- 関係のない人まで参加してきて、面白半分にならざるを得ない攻撃に加わることもあります

ネットいじめに気づくことが大事

- 友だちの表情がいつもと違って暗い
- 教室に一人である、急に話をしなくなる
- ▲ それはいじめを受けているサインかもしれません

友だちがネットいじめにあっていると感したら声をかけてみよう

- さりげなくその日の出来事を話したり、やさしく目で合図を送ったりしてみましょう
- 大切なのは、「あなたは仲間だよ」というサインを送りつづけることです

もしも自分がネットいじめにあっていると思ったらすぐに周りの人に相談しよう

- まずは信用できる大人に相談しましょう
- 悪口が書かれた画面を撮影するなど、証拠を残すことも必要です

ネットいじめを見かけてもネットいじめにあっても決して自分一人がかかえこまないで誰かとコミュニケーションをとりましょう





大事ななのは原因を知っておくこと

⚠ ネットいじめには特徴があります

- ・家に帰ってもネットの掲示板などへの書き込みによる攻撃が続く
- ・ネット上で攻撃するので、攻撃する側に実感がない
- ・次第に攻撃がエスカレートする
- ・関係のない人まで参加して攻撃してくる場合がある
- ・いじめの記録がいつまでも残る



ポイントはココ



困ったことや変なことがないか，子どもの様子を見守る



大切なのは家庭でのルール作り

- (例) 友だちの悪口は，書かない，送らない，回さない
- (例) 他人の写真や動画は，勝手にネットに流さない
- (例) 自分がイヤだと思ふことは，相手にもしない



知ってク情報

ネット上にはさまざまな相談窓口があります 被害の種類によって適切な窓口を選びましょう



▼違法な書き込みや有害情報には
違法・有害情報相談センター
<https://www.ihaho.jp/>



▼人権侵害の相談なら
法務省人権相談
http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html



▼詐欺や経済被害なら
国民生活センター
<http://www.kokusen.go.jp/>



▼犯罪被害の相談なら
警察庁 サイバー犯罪対策
<https://www.npa.go.jp/cyber/>



4 ちょっと待って！ それってネットにアップしても大丈夫？



友だちの名前や住所は ネットにアップしない!

- 親しい友だちでも、名前や学校名、学年、自宅の場所など(個人情報)を勝手にネットにアップしてはいけません
- 個人情報を勝手に公表すると、法律に違反する恐れがあります
- 友だちがいいといっても、個人情報をアップすることはやめましょう

人には「肖像権」がある!

- 顔がはっきりと写っているような写真では、その人に「肖像権」があります

「肖像権」って?

勝手に写真を撮られたり、自分の写真を勝手に使われたりしない権利のこと

- 肖像権がある写真を、他人が勝手に使った場合は罪になり、お金を払わなければならない場合があります
- 友だちが写っている写真を使いたいときは、必ずその人に「使っていていいかどうか」を聞いて、許可をもらわなければいけません

ネットにアップした情報は 完全には消せない!

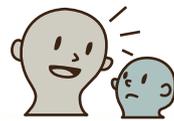
- ネットにアップした写真や個人情報は、完全には消すことはできません
- いろんな人に勝手にコピーされ、どんどん広がってしまいます

写真や個人情報の
取り扱いには
くれぐれも気をつけて!



大事ななのは原因を知っておくこと

- ⚠️ 顔が特定できる写真や、住所、氏名、生年月日、所属など、個人を特定できる情報が個人情報です
- ⚠️ 個人情報は、個人情報保護法によって保護されており、勝手に公表してはいけません
- ⚠️ 身体の状態、財産、趣味など、個人に関する情報も、個人情報と同様に保護されるべき情報です
- ⚠️ 個人情報や個人に関する情報を勝手に公開した場合は、公開された人に大きな迷惑をかけることになり、人間関係が悪くなるだけでなく、損害賠償を請求される場合もあります



ポイントはココ



どのような情報が、個人情報や個人に関する情報なのかを知っておくこと



自分のもの、他人のものに関わらず、個人情報や個人に関する情報はSNSなどで発信しない



自分の個人情報や個人に関する情報が、見知らぬ人に知られたらどのように感じるかを考えさせる



情報を発信するときは、個人情報や個人に関する情報が含まれていないか、事前に必ず確認する



こんなトラブルもある

- 自分の子どもの運動会で撮影した映像を動画投稿サイトにアップしたところ、他の子どもも写っていたためその子どもの保護者とトラブルになったケースがあります
- 匿名でやりとりをしているSNSで、思わず友人の本名を出してしまい、トラブルになることがあります
- 友人から送られてきた文章を引用してSNSに投稿するときに、個人情報が含まれていると、トラブルになることがあります



あなたが被害者・加害者にならないために



5 スマホがないと落ち着かない… それってスマホ依存かも？

1日の生活を振り返ってグラフに記入してみよう

スマートフォンを使った時間帯を赤くぬってみましょう

月	日	曜日
0時		
1時		
2時		
3時		
4時		
5時		
6時		
7時		
8時		
9時		
10時		
11時		
12時		
13時		
14時		
15時		
16時		
17時		
18時		
19時		
20時		
21時		
22時		
23時		

記入例

15時	学校 下校
16時	友だちと野球
17時	じゅく
18時	家に帰る おふろ
19時	夕食
20時	宿題

1日のうちで、

赤色の時間帯が多い人は スマホ依存！？

- スマホがないと不安になる、いらいらする
- 宿題が残っていてもスマホをいじってしまう
- 友だちと話していてもスマホをいじってしまう
- トイレやお風呂、寝るときもスマホを手放せない

スマホ依存になると…

- 姿勢が悪くなる、視力が落ちる、眠れない、胃が痛くなる
- 人と会って話すことが面倒になる
- 会話はメールやSNSですませようとする
- スマホが気になり集中力が続かず、成績が落ちる
- 歩きスマホをして、人に迷惑をかけたり、事故にあったりする

～「民間の調査会社調べ」より～

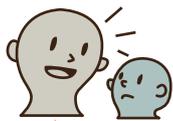
スマホ依存と自覚している人の約半数が、スマホ依存から抜け出る必要性を感じていない

スマホのやりすぎには 気をつけて！



大事なのは原因を知っておくこと

- ⚠️ スマートフォンには、電話、メール、ゲーム、本、新聞、テレビ、地図、プリペイドカードなどさまざまな機能があるため、操作する時間が長くなりがちです
- ⚠️ スマホ依存になると、さまざまな心身の変化が起きたり、学力が低下したり、事故やトラブルに巻き込まれたりする可能性が高くなります



スマホ依存にならないために

子どもをスマホ依存にさせないためには誰かの手助けが必要！



スマホ使用のルールを決める(例)

- ・ 食事中、入浴中はスマホに触らない
- ・ 夜 8 時以降はスマホを使わない
- ・ 夜 8 時以降はスマホを決められた場所に置く

スマホのルールは親子で話し合って決める



時々、子どもがどのように使っているかをチェックする



保護者がスマホのルールを決めていると思っても、子どもはルールがないと思っているケースが多い(日本 PTA 全国協議会の調査) 子どもとしっかり話し合い、ルールを確認することが重要



ご家庭でのルール作りの参考例

下記のサイトで、もっと詳しい内容をご覧ください。ご活用ください



◀ ファミリールール
こころの東京革命協会

<http://www.e-rule.jp/>



◀ 家庭ルールのつくりかた
(一般社団法人)情報教育研究所

<http://www.jkk-org.or.jp/moral/rule/>



本当なの？ ネットの情報



情報は「確かめる」

● ネットで情報を見つけたら確認しよう！

▶ 「誰が」書いたの？

ネットには誰でも情報をアップできる

▶ 「いつ」書かれたの？

古い情報が残っていることもある

▶ 「信頼」できるの？

他の情報と比べる
公的な情報の存在
を確認する
自分の目で見て確かめることも大事

転載しているだけのサイトもあるからたくさんあるだけではダメ！

情報を「選ぶ」

● たくさんの情報の中から、確かだと思えるものを選ぶこと

● 見た目だけでは判断できないこともあるから気をつけて！

不確かな情報がもとで危険な目にあうこともある

こんなこともあるので気をつけよう！

- いつものサイトに似ている偽サイトがある
- 偽サイトに個人情報を書き込むと、被害がどんどん大きくなる
- メールで誘導され、お金を要求されるサイトがある

ネットの情報は
すべてが正しいとは
限らない！





情報を選ぶ力を育てる

- ⚠ ネットの情報をうのみにせず、書かれている内容をよく読み、「確かさ」を確認することが必要です
- ⚠ 自分自身の経験も大切にし、自分で判断しようとする姿勢も養いましょう
- ⚠ フィッシングサイトなど、悪意を持つサイトがあることを知りましょう



ポイントはココ



情報を「見つける」ことが「調べる」ことではない

URLの末尾を見て、情報がどこから出ているのか確認する

- **go.jp** : 政府関係
- **lg.jp** : 地方公共団体 都道府県, 市町村など
- **ac.jp** : 大学など高等教育機関
- **ed.jp** : 小中高など 初等中等教育機関
- **co.jp** : 企業

このようなURLは公的な組織の情報です



いくつかのサイトの情報を読んで比べる



金融機関を利用する場合や、個人情報を書き込む場合は通信の安全のため「https」や鍵マーク「」をつけて暗号化しているサイトを利用する



知ってク情報

下記のサイトで、もっと詳しい内容をご覧ください。ご活用ください



ネット社会の歩き方

◀ ネット社会の歩き方 <http://www2.japet.or.jp/net-walk/>

- ・ Web サイトの情報を活用しよう
- ・ 危険な商品に注意
- ・ こんな Web サイトに気をつけて
- ・ フィッシングサイトにつられるな
- ・ 大人向けの情報に注意
- ・ モデル募集サイトにご用心



日本のドメイン名

◀ 日本のドメイン名

https://jprs.jp/related-info/about/jp_dom/



7 被害が激増！オークションサイト

①コンサートチケットを購入したらニセモノだった！



②「商品説明」をよく読まないで購入してしまった!



③「出品者評価」を見ないで購入してしまった!



④「合法」と書かれていたのに違法品だった!



オークションは個人と個人の取引

- 友だちや周りの人がオークションでうまく商品を手に入れられたとしても、自分の取引も安全とは限りません

すべてのチェックは自分の責任

- 取引前には「商品説明」や「出品者評価」をよく読むことが重要です
- 取引を安全に行える仕組みやオプションなどを記載したページが必ずあるので、面倒がらずに事前に調べて利用しましょう
- 海外輸入の場合は、オークションサイト以外でも対象商品の内容や評判を確認する必要があります

取引相手には無知な人も悪人もいろんな人がいる

- 出品画面だけでは、出品物が本物かどうか確認できないことがあります
- 「合法」と書いてあっても、違法品が送られてくる場合があります
- 極端に安いブランド品はありません(偽ブランド品は違法です)

取引前にあらゆるところを自分でチェックしておかないと被害にあう!



大事なのは原因を知っておくこと

- ⚠️ オークションサイトでの買い物は、スーパーやコンビニでの普段の買い物とは違います
- ⚠️ スマートフォンで手軽に利用できるフリマアプリも、基本的にはオークションサイトと同じ仕組みです
- ⚠️ 保護者の同意文書を送れば、年齢制限なく利用できるサイトもあります
- ⚠️ 18歳未満では出品はできなくても、落札はできるサイトもあります
- ⚠️ 子どもの知識と経験だけでは不良出品者を見抜けません



ポイントはココ



社会人になるまではオークションサイトは使わない



どうしても欲しいものがある場合は、保護者が代理で取引するか、子どもと一緒にいる



サイトごとに異なるルールや安全のオプションは事前に必ず調べる



知ってク情報

- 利用（入札など）するだけで料金がかかるサイトがあります
- 18歳未満は出品できなかつたり、上限金額があつたりするサイトがあります
- 年齢や名前を偽って利用すると（保護者名での無断利用など）、トラブル時でも守ってもらえません
- 出品物の汚れや破損は出品者の主観で書かれているため、自分の印象とは異なることがあります



◀ 金銭上のトラブルが生じた場合は、公的機関に相談をしましょう
国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>

- お互いが安全に商取引できる仲介サービス「エスクローサービス」もあります（手数料がかかります）





8 SNSトラブル！ データは消えない!?

① みんなと撮った写真、勝手にSNSに投稿したら？



② 自分でネットに写真をアップしたら...



③ 犯罪を自ら暴露!?



④ 第三者が見たら「悪ふざけ」が「いじめ」に見える?



ネットに掲載したデータは消えない、広がる

- 「友だちしか見ていない」「知り合いにだけ」「すぐ消せば大丈夫」という考えはネットでは通用しません
- 面白そうな画像や書き込みは、あっという間にコピーされて広がってしまいます

ネットに掲載した写真が友だちを傷つけることになるかも

- 自分はよくても、友だちにとっては気に入らない写真かもしれません
- 「自分だけ変な顔で写ってる」と思っている人がいる場合もあります
- 友だちの許可を得ずに、勝手に写真をネットにアップしてはいけません(肖像権の侵害)

ネットに掲載した写真は誰にどんな目的で使われるかわからない

- 自分では、単なる記念写真やスナップ写真のつもりでネットにアップしたとしても、第三者にとっては「好みの女の子の写真」と思われることがあります
- ネット上には、軽はずみな行為をする人を探し出し個人を特定する集団もいます

データをネットに掲載する前に

- ・みんなの同意はあるか
 - ・内容に問題はないか
- しっかり確認しよう





大事なのは原因を知っておくこと

- ⚠ SNSのタイムラインからデータを消しても、そこから見えなくなっただけで、データは残っています
- ⚠ SNS上の会話やメッセージも、スクリーンショットを撮れば、画像として出回ってしまいます
- ⚠ ネット上では「自分の知り合い以外は見えていない」と思うのは誤解です
- ⚠ ネット上には、軽はずみな行為をする人物が誰なのかを探し出す集団がいるのですぐに広まってしまいます



ポイントはココ



一度ネットに出回った情報（画像や書き込み）は完全に消せない消せない、回収もできない



内容によってはネットに掲載した責任を追究され、進学・就職など将来の活動にも影響を与える



友だちにだけ見てもらうつもりでも、大勢の他人に見られて批判されることもある



企業から損害賠償を請求されたり、名誉毀損で訴えられたりすることもある



軽はずみな行為をして個人が特定されると、非難の的になる



知ってク情報

- 写真など個別のデータの削除はサイト運営者側にかかる負担が大きいため、あまり行われていません（何年かに1度のメンテナンスまで削除されないこともあります）
- メッセージ交換サービスを使った書き込みは、自分のタイムラインから削除しても、データ自体は残っています（グループみんなの書き込みをすべて削除してもらうことが必要です）
- 隠語を使った書き込みや、サイト運営者が問題としない写真など、あきらかな問題が無い場合は、データが削除されない場合があります
- 自分の下着姿の写真を投稿することでトラブルになるケースが多発しています
- 海外のサイトがデータ拡散に利用されると、警察が調査しても削除が難しくなります
- 芸能人やアニメに対する何気ない書き込みでも、相手が不快に思うような内容は、悪意のある第三者によって拡散してしまいます
- 検索サイトにもキャッシュ（すでに消えたデータもしばらくは見られる）という機能があります
- 組織的にWebデータを保存するサービスがいくつかあります

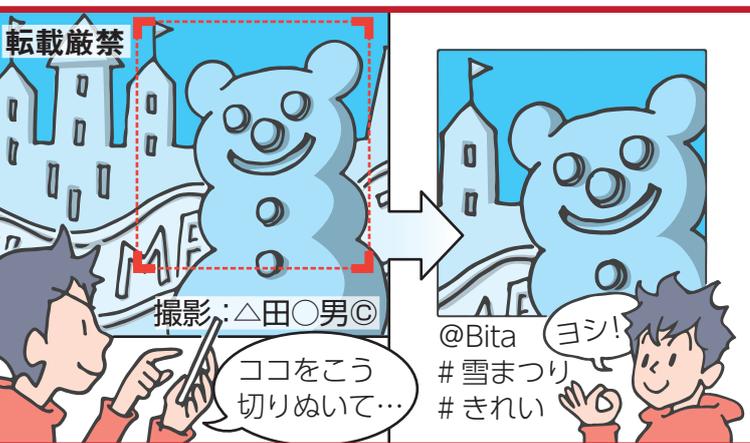
あなたが被害者・加害者にならないために



著作権を尊重しよう

—「知らなかった」ではすみません—

Web上で見つけた写真を SNS に載せたら…



「著作権フリー」にも条件あり

- たとえ「著作権フリー」と表示されている画像素材でも、著作権が放棄されているわけではありません
- 「著作権フリー」でも、ある条件での使用が許されているだけで、条件を満たさない場合は許可が必要になることもあります

著作権の管理者はさまざま

- 著作物を許可を得て利用するためには、著作権者ではなく、委託を受けた著作権管理団体への連絡が必要な場合もあります
- 著作権管理団体には、多数の作詞・作曲を管理する JASRAC (日本音楽著作権協会) などがあります

著作物を自由に使えるのは

- 私的な使用のための複製や、学校の授業での複製、引用、無償での上演など、著作権者の許可がなくても著作物を使える場合があります
- 著作権法に定められたルールを確認し、条件を満たせば許可がなくても無料または有料で使用できます

「コピペ」には気をつけよう

- Webサイトなどの情報をコピーして貼り付ける「コピー&ペースト」は著作物の複製です。自分のレポートや論文として他人の著作物をそのままコピーする行為は盗作にあたります
- 説明や批評などのために他の文章や事例の一部を記載するときは、「引用」のルールを守りましょう

著作物には敬意を払い
大切に扱う気持ちを忘れずに

中・高校生

著作権の3つの権利

●複製権(コピーライト)

自分の著作物を無断で複製されない財産的な権利



●著作者人格権

自分の著作物を盗用されたり勝手に改変されたりしない権利



●著作隣接権

歌手や俳優, 出版社, 放送局など, 著作物の伝達をする人に認められた権利



あなたにも著作権

●あなたが作った詩や作文, 絵や歌などの作品は著作物です

●著作者として作品の使用を許可したり, 使用条件を決めることができます

※著作権法では, 文芸, 学術, 美術, 音楽の分野で思想や感情を創作的に表現したものを著作物といいます



知っトク情報

●著作権の売買

- ・著作権は他人に譲渡することができます(人格権を除く)
- ・作者から著作権を譲渡された人は, 著作権者として作品の複製使用などから利益を受けることができます

●権利制限って?

- ・著作権の取り扱いを定めた著作権法では, 著作権者の権利を保護している一方で文化的な所産としての著作物の公正な利用のために, ある条件の範囲で誰もが自由に著作物を使用できる規定があります
- ・これらは例外的に著作権者の権利を制限しているので, 「例外規定」または「権利制限規定」などと呼ばれます

●パブリシティ権

- ・キャラクターの似顔絵を描いた場合, 絵の著作者はあなたですが, 元となったキャラクターにはパブリシティ権があり, 権利者に許可なく発表することはできません

●私的録音補償金

- ・音楽の書き込みができるCD-Rなどには, 私的録音補償金が上乗せされて販売されています
- ・複製による著作権者の損害を補償するために録音メディアの販売時に補償金を集め著作権者に分配する仕組みとなっています



アカウントが乗っ取られた！？

①いつものIDとパスワードでログインできない！



IDとパスワードの使い回しはダメ



- さまざまなサービスを利用するとき、同じIDとパスワードを使い回していると、他人にアカウントを盗まれ、勝手に使われてしまうことがあります
- サービスごとにパスワードを変えると安全です

②これって、なりすまし？！



パスワードは他の人にわかりづらいものに



- セキュリティの基本は、パスワードを管理することです
- パスワードには、自分の名前や生年月日など他の人に想像が付きやすいものはやめましょう
- 数字や文字を組み合わせて、できるだけ複雑にしておくことがポイントです

③友だちからのメッセージがちょっと変？



不信なメッセージには要注意



- 友だちのアカウントが乗っ取られていることがあります
- 不信に思ったら、すぐに反応しないで、慎重に対応することが重要です

④IDとパスワードを入力させようとしている...



IDとパスワードを入力して登録するときは気をつけて

- 他人のIDとパスワードを手に入れるため、「詳しくはこちらから...」などのように言葉たくみに認証画面に誘導するメッセージには気をつけましょう
- 日ごろから、むやみに登録しないようにすることも大事です

IDとパスワードの管理はしっかりと！



大事ななのは原因を知っておくこと

- ⚠️ 金銭の搾取やいたずら目的で、他人のIDやパスワードをねらっている人がいます
- ⚠️ 同じIDとパスワードを使い回していると、他人に盗まれることがあります
- ⚠️ 公衆無線LANやネットカフェなど、不特定多数の人が利用する場からアカウントを盗まれることがあります



ポイントはココ



アカウントを乗っ取られたときの被害

- ・パスワードが変更され、利用できなくなってしまう
- ・自分になりすまして投稿されたり、友だちにメッセージが送られたりしてしまう
- ・登録されているメールアドレス宛てに迷惑メールが送られる
- ・大切な情報が見られたり、書き換えられたり、削除されたりする
- ・自分の情報だけではなく、保存している友だちの情報も悪用される



アカウントが乗っ取られたときの対応

- ・パスワードがまだ利用できたら、すぐに変更する
- ・パスワードを変更できないときは、サービスを提供しているサイトの手続きに従って、アカウントの削除を依頼する



乗っ取りではない、
「なりすまし」
にも注意

誰かが本人になりすましてアカウントを取得し、それを使ってSNSなどに登録していたずらの書き込みをするという事例が報告されています。加害者は身近な友だちの可能性が高く、本人はいたずらのつもりかもしれませんが、いじめにもつながる行為であり、絶対にやってはいけないことです。このような「なりすまし」は不正アクセス禁止法の違法行為ではありませんが、名誉毀損罪などで訴えられることもあります。



知ってク情報

- アカウントの乗っ取りに対応するため、2段階認証*を導入しているところが増えています
- ネットで被害にあったら、証拠となる画面をスクリーンショットで保存するようにしましょう
- アカウントの乗っ取りは不正アクセス禁止法*の違法行為で、補導・逮捕の対象になります



◀ アカウントを乗っ取られた場合、被害状況によっては地元の消費者センターや警察のサイバー犯罪相談窓口にご連絡しましょう

警察庁 サイバー犯罪対策 <https://www.npa.go.jp/cyber/>

*2段階認証：「ID+パスワード」の組み合わせと、「認証コード」の2段階で認証を行うこと

*不正アクセス：他人のIDやパスワードを無断で使用して、他人のコンピュータを不正に利用すること



投稿写真が危ない！

① ネットに写真をアップしたら、住所が特定されてしまった



② ネットへの書き込みと写真で、名前が特定されてしまった



③ 自撮り写真を送ってくれと言われた



④ 恥ずかしい写真がネットに勝手に投稿された



写真データには位置情報が書き込まれている！

- GPS機能のあるスマホ・ケータイ・デジカメで撮影した写真には、位置情報が書き込まれていることがあります
 - 位置情報が書き込まれている写真をネット上に投稿すると、撮影場所が特定されてしまうことがあります
- ※GPS：衛星からの信号を受けて、現在位置を特定する仕組み

複数の情報から個人が特定される！

- ネット上に投稿した何気ない写真や書き込みを照らし合わせると、個人が特定されることがあります
- 友だちからのリンクをたどって、内容を照らし合わせて、個人が特定されることもあります

自撮り写真の送付は慎重に

- ネット上で知りあった人や恋人から自撮り写真の送付を依頼されても、気軽に送ってはいけません
- その写真がネット上の不特定多数の人に見られても問題ないかどうか、しっかり確認することが重要です

他の人に見られて 恥ずかしい写真は撮らせない

- どんなに親しい関係であっても、他人に見せられないような写真は撮らせてはいけません
- 「記念に」と思った軽率な行為が、後で取り返しがつかなくなることもあります

投稿写真には注意が必要！



大事なのは原因を知っておくこと

- ⚠️ いつでもどこでも気軽に写真撮影ができ、簡単に投稿ができ、簡単に友だちと共有できるためその裏にある危険性や問題性に対する認識が大変希薄になっています
- ⚠️ 不特定多数の人に見られている意識があまりないため、身の周りのことを気軽に発信している場合が多いようです
- ⚠️ 一度要求を受け入れて写真を送ってしまうと、次第に要求がエスカレートしていき、歯止めがきかなくなってしまいます
- ⚠️ 別れ話のとき、以前撮影された恥ずかしい写真をネット上に出すと脅されたり、別れた腹いせにネット上に勝手にばらまかれたりすることがあります(リベンジポルノというもので法律で禁止されています)



ポイントはココ



GPS 機能の「オン」と「オフ」を、必要に応じて使い分けること



個人が特定されてしまうような情報はむやみに発信しない



たとえ親しい人からの依頼でも、他人に見せられないような写真は絶対に撮らせない、撮らない、送らないことが重要



ネット上に一度流出した情報や写真は、完全に回収することは不可能



当事者(2人)だけの約束が、今後もずっと守られる保証はない
※当事者になると、なかなかそのように考えられないかもしれませんが、いつ裏切られて嫌がらせをされるかわかりません



友だちのプライバシーもむやみに発信しない

- ・自分や友だちの個人情報やプライバシーに関する情報は、むやみに発信してはいけません
- ・友だちと一緒に撮った写真をネット上に投稿するときは、友だちの承諾を得ることが必要です



知ってク情報

- 写真がネット上に流出してしまったら、完全に削除することが難しくても、少しでも拡散を防ぐため直ちに行動しましょう。

相談窓口：一般社団法人セーフアーインターネット協会 <https://www.saferinternet.or.jp/>



- 投稿写真や書き込んだ情報から個人が特定され、脅迫されるなどの身に危険を感じる場合は、保護者に相談の上地域の警察に相談しましょう(写真によっては、児童ポルノ法違反やリベンジポルノ法違反に抵触することがあります)

親もSNSで仲間はずれやいじめが！



ネット社会の歩き方



「SNS疲れ」

- SNSのトラブルは、子どもだけではなく保護者の間でも起きています
- すぐに返信しなければならない、「いいね」をしなければならない、などと気にしてしまい日常的に疲れを感じている人が増えています

既読スルーからトラブルへ

- SNSの「既読」機能は、自分の投稿を相手が読んだかどうか分かる便利な機能です
- しかし、「既読」と表示される→返事が無い→腹が立つ、という気持ちになり、「既読」表示がトラブルの原因になることがあります

10秒ルールとは

- 子どもたちの間では、10秒以内に返信しないと遅いと言われてしまう「10秒ルール」があります
- 返信が遅いことが続くと、仲間はずれやいじめにあうこともあります

SNS内のいじめは外からは見えない

- SNSのグループ内で行われるいじめは、外部からは見えにくくなっています
- 子どもの場合は、学校のいじめがSNS内でも行われると、学校から離れてもいじめが続くため逃げ場所がなくなってしまいます

SNSのグループ内の仲間はずれやいじめは深刻化しやすい



保護者の方

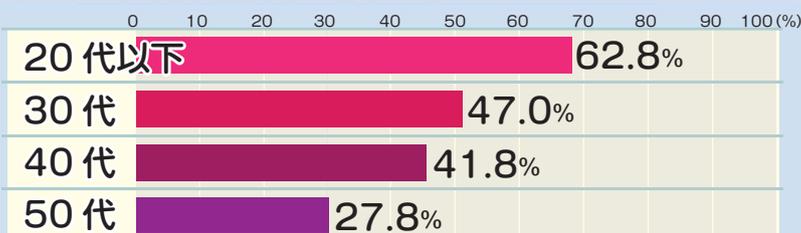
大事なのは原因を知っておくこと

- ⚠ SNSでのやりとりは文字やスタンプのやりとりが中心です
- ⚠ 直接会って話をする場合は表情や言葉の抑揚などから微妙なニュアンスも伝わりますがSNSでは文字やスタンプでのやりとりが中心になるので、誤解が生じやすくなります
- ⚠ ちょっとした言葉やスタンプの意味の取り違いから、仲間はずれやいじめにつながる可能性があります
- ⚠ 削除してほしい内容も、削除できないことがあります

ポイントはココ



SNS の利用率 保護者の世代も実は 利用率は高い



※出典：総務省 | 平成 27 年版情報通信白書 | SNS の利用率



SNS の特徴

- ・ **無料通話** : 無料なので、つい長電話になってしまう
- ・ **トーク(チャット)** : 文字や写真、動画、スタンプなどさまざまなデータを送れるがデジタルタトゥー(情報がネット上で拡散すると消せないこと)となる危険性が高い
- ・ **グループトーク** : 複数人でチャットができるが、トラブルの元になることが多い
- ・ **既読機能** : 便利な機能だが、「既読スルー」でトラブルになるケースがある



各相談窓口



● **都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口**
インターネット安全・安心相談ページ
<https://www.npa.go.jp/cyber/>



● **地域のさまざまな相談窓口 (内閣府)**
<http://www8.cao.go.jp/youth/soudan/map.html>



● **24 時間子供 SOS ダイヤル 文部科学省**
<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>



● **子どもの人権 110 番 法務省**
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>
Phone : **0120-007-110**(全国共通・無料)
平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで



● **情報モラル教育教材**
『「楽しいコミュニケーション」を考えよう!』
(LINE 株式会社)
<https://linecorp.com/ja/pr/news/ja/2016/1590>



撮影した写真や動画の投稿は慎重に



学校行事などで子どもを撮影するときは

- 自分の子どもを撮影していても、他の子どもと一緒に写ってしまうことがあります
- 撮影した写真を個人で見るだけなら許される範囲ですが、他の子どもと一緒に写っている写真や動画をネット上に公開すると、問題になる場合があります

写真や動画をネット上に公開するときは

- 自分の子どもの写真や動画を SNS などに公開するときは、他の子どもの顔が写っていないかどうか確認しましょう
- 他の子どもが写っている写真や動画を公開する場合は、写っている子どもの保護者に、事前に許可を得ることが必要です
- 勝手に公開すると、他の子どもの保護者から抗議されることがあります

写真や動画をネット上に公開すると

- SNS などで公開された写真や動画は、インターネット上に広まってしまい、回収することができません
- たとえ自分の子どもであっても、公開する場合は、顔がわからないようにする方が無難です



大事なものは原因を知っておくこと

- ⚠️ 自分で撮影した写真や動画は自由に使えると思いがちですが、撮られた相手には「肖像権」があり、勝手に写真を撮られたり、無断で公開されたりすることを拒否することができます
- ⚠️ 学校行事などで自分の子どもの写真を撮影するときに、他の子どもも写っていることはよくありますが、子ども一人ひとりにも「肖像権」があります
- ⚠️ 「肖像権」は、芸能人や著名な人だけではなく、一般の人にもある権利です
- ⚠️ スマートフォンの普及で、インターネット上に写真や動画を公開することが手軽に行われていますが、簡単に悪用されてしまうこともあります

肖像権の侵害にならない場合とは

★本人の同意を得ている場合

写真や動画に写っている本人の同意が得られている場合は、肖像権の侵害にはなりません

どのような用途でどのように公開するのかについても、相手の同意を得ておく必要があります

「インターネットに公開することまでは同意していなかった」ということで後々トラブルにならないように注意してください



★本人が特定できない場合

写っている人が大変小さい、ピントが合っていない、などで本人が判別できない場合は肖像権の侵害にはなりません



肖像権について

- 「肖像権」とは、自分の顔写真や動画を勝手に撮影されたり、撮影した写真や動画を無断で公開されたりしない権利のことです
- 未成年者が写っている写真を公開する場合は、保護者の許可が必要になることもあります
- 法令で罰せられたり、損害賠償請求を受けることがある行為には注意が必要です

 撮影・画像送信を利用した迷惑行為

 公序良俗に反する撮影・画像送信

わが家のルールを決める

インターネットわが家のルール（例）

- ①勝手に買い物や応募をしない
- ②名前や住所を教えない，写真をのせない
- ③人と会う約束をしない
- ④悪口を書かない，悪い言葉を使わない
- ⑤大人向けの情報は見ない，出てきたら消す
- ⑥夜11時を過ぎたら（居間の充電器に差して）部屋に持ち込まない

こんなときは必ず相談（例）

- ①気持ち悪いものを見せられたとき
- ②脅されたり悪口を書かれたりしたとき
- ③会う誘いや買い物の誘いを受けたとき
- ④名前や住所，電話番号を記入するとき

フィルタリングは外さない！
子どもから目を離さない！

ネット社会の歩き方
ナビカード教材
一般社団法人
日本教育情報化振興会

〒107-0052
東京都港区赤坂1-9-13
三会堂ビル8階
TEL. 03-5575-5365
FAX. 03-5575-5366
<http://www.japet.or.jp/>

困ったときは、トラブル相談窓口へ！

24時間いじめ相談ダイヤル	文部科学省 TEL. 0570-0-7810 (なやみ言おう) http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm	違法・有害情報の通報窓口	一般社団法人テレコムサービス協会 「違法・有害情報相談センター」 http://www2.telessa.or.jp/information/20090804_ihaho.html
こどもの人権110番	法務省 TEL. 0120-007-110 (全国共通/無料) http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html	青少年の心の問題	若者メンタルヘルプライン TEL. 03-3947-0760 http://skc-net.jp/katudou/mhline.htm
警察相談ダイヤル	警察総合相談窓口 全国共通短縮ダイヤル「 #9110 」 (ケータイからも可)	e-ネット安心講座	e-ネットキャラバン https://www.e-netcaravan.jp/
サイバー犯罪相談窓口	各都道府県警察本部の相談窓口一覧 https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm	情報セキュリティ安心相談窓口	独立行政法人情報処理振興機構 https://www.ipa.go.jp/security/anshin/
インターネット安全・安心相談	警察庁 (相談窓口) https://www.npa.go.jp/cybersafety/	子ども110番	DNA (ダイヤル・サービス株式会社) http://www.kodomo110.jp/
迷惑メール相談センター	一般財団法人日本データ通信協会 http://www.dekyo.or.jp/soudan/	GREEとみんなの6つの約束	グリー http://gree.jp/?mode=doc&act=misc&page=sns
迷惑メール情報提供受付ページ	一般社団法人日本産業協会 http://www.nissankyoo.or.jp/spam/index.html	ユーザー様からの規約違反の通報	ミクシィ https://mixi.co.jp/csr/kenzen/tsuho/
インターネットトラブル	国民生活センター http://www.kokusen.go.jp/topics/internet.html	Amebaヘルプ	アメーバ http://helps.ameba.jp/trouble/
違法・有害情報の通報窓口	一般社団法人インターネット協会 インターネット・ホットラインセンター http://www.internethotline.jp/		

情報モラル参考サイトURL

一般社団法人 日本教育情報化振興会 ネット社会の歩き方 http://www2.japet.or.jp/net-walk/ 動画MP4教材「ネット社会の歩き方」 http://www2.japet.or.jp/net-walk/index_otona.html アプリ「ネット社会の歩き方」 http://www.cec.or.jp/jka/img/net-walk_app.pdf 中学生・高校生のためのネット社会の歩き方 http://www2.japet.or.jp/net-walk/pdf/juniornet-walk.pdf 保護者用教材「親子のためのネット社会の歩き方」 http://www.cec.or.jp/net-walk/otona_sido.html#otona_video ここからはじめる情報モラル「指導者研修ハンドブック」 http://www.cec.or.jp/monbu/pdf/h21jrmoral/handbook_A4.pdf 情報モラルリーフレット「そのとき、きみならどうする!？」 http://www.cec.or.jp/net-walk/pdf/Leaflet4c_link_2012.pdf 「情報モラル」指導実践キックオフガイド http://jnk4.info/www/moral-guidebook-2007/kickoff/pdf/moralguide_all.pdf 情報モラル指導ポータルサイトやってみよう情報モラル教育 http://jnk4.info/www/moral-guidebook-2007/ 一般財団法人インターネット協会 インターネットを利用するためのルール&マナー https://www.iajapan.org/rule/rule4child/v2/ (こどもぼん) https://www.iajapan.org/rule/rule4general/ フィルタリング、知っていますか? http://www.iajapan.org/filtering/	文部科学省 国立教育政策研究所 情報モラル教育実践ガイダンス https://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/guidance.pdf 国立教育政策研究所 情報モラル指導カリキュラム表 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/ics-Files/afieldfile/2010/09/07/1296869.pdf 文化庁 著作権に関する教材、資料等 http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html 総務省 国民のための情報セキュリティサイト http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/ 情報通信白書 for Kids インターネットの世界 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/kids/internet/ フィルタリング (有害サイトアクセス制限サービス) をご存知ですか? http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html 警察庁 サイバー犯罪対策 https://www.npa.go.jp/cyber/ セキュリティポータルサイト「@police」 https://www.npa.go.jp/cyberpolice/index.html Yahoo Japan Yahooキッズ http://kids.yahoo.co.jp/
---	---

「ネット社会の歩き方」情報モラルセミナー検討委員会委員名簿

委員長 藤村 裕一 鳴門教育大学大学院	委員 木村 和夫 東京都台東区立台東育英小学校
委員 石原 一彦 岐阜聖徳学園大学	委員 佐久間 茂和 台東区立教育支援館
委員 榎本 竜二 聖心女子大学	委員 高橋 邦夫 学校法人高橋学園 千葉学芸高等学校
委員 勝見 慶子 学校法人エンゼル学園	委員 西田 光昭 柏市教育委員会
委員 梶本 佳照 新見公立短期大学	委員 三宅 健次 千葉大学教育学部附属中学校